

# 令和元年度 第1回尾張旭市介護保険運営協議会会議録

## 1 開催日時

令和元年7月5日（金）

開会 午後1時30分

閉会 午後2時43分

## 2 開催場所

市役所 3階 講堂2

## 3 出席委員

上田智子、山崎雅弘、奥田百彦、木村誠子、森修、加藤肇、岩田善保、丹羽睦、長尾みどり、椿山岳史、柳原大介、大島卓郎、倉地薫（計13名）

## 4 欠席委員

松尾功、平野君恵（計2名）

## 5 傍聴者数

なし

## 6 出席した事務局職員

健康福祉部長 竹内元康、長寿課長 山田祐司、長寿課主幹 長嶋ゆかり、長寿課長補佐兼長寿政策係長 山下由香、長寿支援係長 川原尚子、介護保険係長 大津俊介、主査 丸田純史、地域包括支援センター所長 木上恒夫、社会福祉協議会生活支援コーディネーター 星原淳一

## 7 議題

- (1) 介護予防支援委託業務に係る指定居宅介護支援事業者の新規承認について（資料1）
- (2) 尾張旭市地域包括支援センターの運営状況について（資料2）
- (3) 尾張旭市介護保険条例の一部改正について（資料3）
- (4) 第7期高齢者保健福祉計画の進行管理について（資料4）

## 8 会議要旨

< 開 会 > 事 務 局	<p>長寿課長の山田でございます。定刻となりましたので、始めさせていただきます。</p> <p>本日は、お忙しい中、令和元年度第1回尾張旭市介護保険運営協議会にお集まりいただき、ありがとうございます。本日は、松尾委員、平野委員から、都合により欠席と伺っておりますが、13名の委員の御出席をいただいております、尾張旭市介護保険運営協議会規則第5条第2項の規定にあります定足数に達しており</p>
------------------	--

<p>健康福祉部長</p>	<p>ますことを、報告させていただきます。</p> <p>なお、この協議会は、尾張旭市附属機関等の基本的取扱いに関する要綱第6条の規定に基づき、原則として公開により開催されます。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、健康福祉部長から挨拶を申し上げます。</p> <p>本日は、お忙しいところ御出席をいただきまして、ありがとうございます。皆様方におかれましては、日頃から本市の高齢者福祉行政につきまして御理解と御協力をいただき、心から感謝を申し上げます。本日は、令和元年度第1回目の会議ということでございますので、御挨拶を申し上げます。委員15名のうち新たに2名の方が就任されました。任期は令和3年3月末までの2年間となりますが、よろしくお願いたします。</p> <p>さて、委員の皆さんから多くの意見を賜り、平成30年3月に策定しました「第7期高齢者保健福祉計画」が、平成30年度から令和2年度までを計画期間としまして、今年度が2年目となります。本市の高齢化率は年々上昇し続けており、本計画におきましても、要支援・要介護認定者数や各サービスの給付費が今後継続して上昇していくことが見込まれています。しかし、こうした中、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自分の希望に沿った生活を継続することができる地域包括ケアシステムの構築を推進し、高齢者の社会参加活動の促進や健康づくり、安心して暮らせるまちづくりを目指してまいります。</p> <p>今後も尾張旭市の介護行政、高齢者福祉の進展を進めてまいりますので、保健・医療・福祉等の専門的な観点から、また、市民の代表者としての観点から、御審議、お力添えを賜りますようお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>続きまして、今回、委員の異動が2名ございましたので、御紹介させていただきます。</p> <p>お手元の委員名簿を御覧ください。</p> <p>愛知県瀬戸保健所推薦の委員、土山 典子委員の後任としまし</p>

<p>委 員 事 務 局</p>	<p>て、瀬戸保健所健康支援課長の木村 誠子（きむら せいこ）委員 尾張旭市自治連合協議会推薦の委員、須寄 素夫委員の後任と しまして、尾張旭市自治連合協議会の加藤 肇（かとう はじめ） 委員 が今回から委員として就任いたします。 どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>**木村 誠子委員、加藤 肇委員 挨拶**</p> <p>ありがとうございました。 続きまして、変更がありました事務局職員について紹介させて いただきます。</p> <p>健康福祉部長の竹内 元康です。 長寿課主幹の長嶋 ゆかりです。 長寿課介護保険係長の大津 俊介です。</p> <p>以上になります。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入る前に、本日の資料の確認をさせていただきます。</p> <p>** 資料の確認 **</p> <p>それでは、以降の議事の進行につきましては、会長にお願い したいと思います。</p>
<p>上 田 会 長</p>	<p>** 会長挨拶 **</p> <p>令和元年最初の会議ということで、新しいメンバーをお迎え しての開催になりますが、皆さん御協力の程、よろしく願い いたします。</p>

<p>地域包括支援センター 木上 所長</p>	<p>それでは、議事に入ります。 本日は、議題が4件提出されております。 それでは、議題(1)「介護予防支援委託業務に係る指定居宅介護支援事業者の新規承認について」説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">** 説明 **</p>
<p>上田 会長</p>	<p>ただいまの説明について、御意見、御質問はございませんか。</p>
<p>山崎 委員</p>	<p>私は歯科医で、訪問診療する距離数の制限というのが、16キロ以内と制限されていますが、介護の場合は距離数の制限というのではないのでしょうか。</p> <p>連番101の場合は、他市地区にお住まいであり、明らかに16キロを超えていると思います。100番については、16キロは超えていませんが、10キロ以上はあると思います。</p> <p>介護というのは、かかりつけ医があつて、その元での介護業者というのがある気がします。そのあたり、違和感がありますが、いかがなものでしょうか。</p>
<p>地域包括支援センター 木上 所長</p>	<p>距離につきましては、規定はありません。連番101は、説明では市外に居住していると言いましたが、事業所の近くに実際に本人がおみえになるということで、近くの事業所さんへ委託をお願いすることとなっています。</p> <p>実際は緑区にお住まいで、本来は地域包括支援センターがケアプランを作るべきですが、あまりにも遠いため、規定上は業務を委託できるということで、御本人様の承諾のある南区の居宅支援事業所に委託するものです。</p>
<p>山崎 委員</p>	<p>101番に関してですが、「市外にお住まい」とおっしゃられました。おかしくないですか。住民票が尾張旭市のままなのはありますか。</p>

地域包括支援センター 木上 所長	<p>私どもも本来あるべき形として、居住する所へ住民票を移していただきたいというお話はさせていただいているのですが、住民票を強制的に異動できるものではないので、やむを得ず、このような形でサービスを提供せざるを得ないということです。</p>
森 委 員	<p>元々は尾張旭市に住んでみえた方ですか。</p>
地域包括支援センター 木上 所長	<p>はい。いずれ尾張旭市へ戻ってみえるという説明は受けておりますが、住民票の異動につきましては、先ほど申し上げたとおり、私どもでは対応しかねる問題です。</p>
上 田 会 長	<p>新しい委員の方がみえるので補足させていただきますが、今までもこういった御質問がありまして、住民票のある所に住むのが本来ですが、家族の事情とか、他県に息子さん・娘さんがいるから居住して移るということもあります。住民票を持ってくるかどうかというのは、御本人の判断ということになって、このような事案が今後も生まれてくると思います。</p> <p>前に、サービス提供地域に尾張旭市と書いていないがいいのかというような御質問もありました。介護保険法では、国内どこでも利用できる権利を国民は有しており、基本的には、主体は住民票のある所が管轄するのですが、現在住んでいるのが他県であろうと市外であろうと、特にケアマネジャーとのやりとりの関係上、多くの方はお住まいの最寄りの所を選ぶということが多くなりますので、このような事例が出ます。事業所のサービス提供地域は、事業所をつくった時、登録した時、例えば100番では名古屋市北区、東区、西区を想定していたということで、登録上は尾張旭市は出ていないのですが、このように動かれるものですから、結果的に現在は住所として近くにいらっしゃる方、北区、東区、西区にお住まいの方が多いのですが、提供地域に記載がないからといって利用できないわけではないということです。</p> <p>ケアマネジャーに関しては、1人当たり担当できる人数に制限はありますが、その範疇であれば、日本に在住の方であれば利用できます。</p>

<p>地域包括支援センター 木上 所長</p>	<p>今後も新規事案がその都度出てまいりますので、御理解の程よろしく願いいたします。</p> <p>では、次の議題に移りたいと思います。</p> <p>それでは、議題(2)「尾張旭市地域包括支援センターの運営状況について」説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">** 説明 **</p>
<p>上田 会長</p>	<p>昨年度の委員からの御指摘を受けて、事業報告書に数値だけでなくグラフ化をしていただき、大変見やすくなっているかと思えます。経年変化も御覧いただけるようになり、大変御苦勞をお掛けしたと思えます。ありがとうございます。</p> <p>ただいまの説明について、御意見、御質問はございませんか。</p>
<p>倉地 委員</p>	<p>カラーで作られたと思いますが、白黒で印刷されており見にくいです。誰に出そうとして作られたのかなど。凡例みたいになっていますが、凡例元を削っていますよね。ソフトか何かで作ったと思いますが。</p>
<p>木上 所長</p>	<p>エクセルで作らせていただきました。</p>
<p>倉地 委員</p>	<p>折れ線グラフを作っても一目瞭然ではなく、結局、その数値を見て、凡例がなく線も見にくいので、いちいち見てリンクさせないといけないです。人に見せるのであれば、最初から白黒用のソフトで作られた方がよろしいのではないのでしょうか。内容は多分問題ないと思いますが、データを出して、せっかくここまでしたのであれば、個人的に凡例はもう少し、一点鎖線・二点鎖線・三点鎖線の意味が分かりませんが、これをカラーで分かるようにしていただければ。カラー印刷でないとだめですが。どれぐらい高いかはわかりませんが、経費の関係があるのでしょうか。</p> <p>白黒で薄い印刷で出しているから、作った人の主旨と本来の目</p>

<p>上 田 会 長</p>	<p>的がリンクしていない、伝わってこないです。</p> <p>去年よりは素晴らしくなりましたが、できれば来年は、もう少し資料を出していただければ。一応グラフになったことは、大変素晴らしいことだと思います。</p> <p>データをグラフ化していただいたということで、若干改善の余地ありと御指摘がございましたので、次回に反映していただけたらと思います。</p> <p>それでは、議題(3)「尾張旭市介護保険条例の一部改正について」事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>** 説明 **</p>
<p>上 田 会 長</p>	<p>ただいまの説明について、御意見、御質問はございませんか。</p>
<p>大 島 委 員</p>	<p>第1段階、第2段階、第3段階とのことですが、第1段階は市民税の非課税の方だと思うのですが、もう少し詳しく教えてください。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>今回の軽減の対象になる方は、第1段階、第2段階、第3段階の方になりますが、皆さん市民税は本人が非課税で、所属されている世帯全員の方も非課税の方が今回軽減になってまいります。</p> <p>具体的に第1段階は、生活保護を受けている方や、世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の方が第1段階となります。</p> <p>第2段階は、世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額が80万円を超えて120万円以下の方となります。</p> <p>第3段階は、世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額が120万円を超える方となりまして、今回は、本人と世帯全員が市民税非課税の方が軽減の対象となってまいります。</p>

上 田 会 長	<p>第1段階、第2段階、第3段階の具体的な数値が示されましたが、基本的には本人と世帯全員が市民税非課税で少し細分化されたということです。</p> <p>それでは、議題(4)「第7期高齢者保健福祉計画の進行管理について事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>** 説明 **</p>
上 田 会 長	<p>ただいまの説明について、御意見、御質問はございませんか。</p>
岩 田 委 員	<p>2ページの認知症介護家族交流会と認知症カフェの開催回数が出ていますが、参加人数は分かりますか。</p>
事 務 局	<p>2の認知症介護家族交流会については、手持ちの資料がありません。3の認知症カフェは、特別養護老人ホームサンヴェール尾張旭で、「うさぎカフェ」という名前で月に1回実施しています。また、「笑顔の会」が中央公民館で年に3回実施している認知症カフェもあります。サンヴェール尾張旭の参加者は、ご夫婦もみえるのですが、1回に10人ほどきていらっしゃる聞いています。中央公民館の方は、手持ちの資料がないため分かりません。</p>
奥 田 委 員	<p>3ページですが、かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師との取組については、普通、何もしなくてもというのも変な言い方ですが、関わりがあると思うのですが、例えば、我々薬剤師会で「かかりつけ薬剤師に回してください。」と患者様にお話しているのですが、市が取り組んでいることが、もう一つ伝わってこない部分があります。例えば、もし薬剤師会との関わりで、こうしたことをやってももらえないかといったことがあれば、薬剤師会で反映させていただきたいと思いますが、何かお考えがありましたらお聞かせください。</p>
事 務 局	<p>取組項目の担当課に健康課とあり、健康課が中心に動いていま</p>



	<p>すが、健康課で薬剤師会さんや歯科医師会さんへの働きかけは、今のところないような状況でしょうか。かかりつけ医を持つことは重要なことで、計画にも入っているものですから、積極的に進めていけるように担当課とも話をしながら進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。</p>
上田会長	<p>課が違うので答えにくいと思うのですが、「医療機関の情報提供に取り組みました」ということは、医療機関に「かかりつけ医をつくりましょう」といったポスターがあつたり、院内や薬局に掲示するという形での情報提供があるのでしょうか。</p>
地域包括支援センター 木上所長	<p>瀬戸旭在宅医療介護連携推進協議会において、私は広報部会に入っております、「かかりつけ医を持ちましょう」、「患者を中心に薬剤師、歯科医、ケアマネジャーなどとの連携」についてのポスターやパンフレットを作っております。今年、パンフレットは増刷し、ポスターは新しいものに作り替え、医療機関等に配布します。</p>
上田会長	<p>今年度にポスターとパンフレットが作成され配布されるということで、情報提供があるということですのでよろしいですね。</p>
大島委員	<p>入手するにはどうすればよいですか。</p>
地域包括支援センター 木上所長	<p>市の長寿課で配布します。</p>
事務局	<p>今は在庫がないため、増刷でき次第長寿課に置かせていただきます。</p>
大島委員	<p>例えば、色々な病気で病院にかかると、その都度検査となれば、費用が掛かります。かかりつけ医を持つことで、医療機関に対する情報提供ができ、余分な検査をしなくてもよくなり、医療費抑制になります。おくすり手帳も、あちこちで薬をもらい、しまい</p>

	<p>こんでしまうことを避けることになると思います。能動的な部分での確認というのを、パンフレットを見て勉強したいと思います。</p>
上 田 会 長	<p>市民一人ひとりが高い意識を持って、ひいては医療費抑制になるということですが、自分自身を守る意味でも、過剰医療にならないような意識は浸透していると思います。ぜひパンフレットを手にとってみてください。</p>
山 崎 委 員	<p>確かにポスターやパンフレットを目にしたのですが、「在宅」といううたい文句で、一般の方向けにはなっていないような気がするのですが。</p>
地域包括支援センター 木 上 所 長	<p>一般の方向けではなくて、薬局や病院で見えていただくという周知の方法となっています。</p>
上 田 会 長	<p>あくまで医療機関や、関係の所に行ったときには目に触れるようになっているのですね。今、山崎委員がおっしゃられるのは、一人ひとりの、市民レベルのということですか。</p>
山 崎 委 員	<p>在宅の医療を前提にということのポスターだったと思います。</p>
上 田 会 長	<p>大島委員が質問されたのは、一般的な市民としての御質問かと思うのですが、実はパンフレットはそうになっていない、在宅医療を利用するためにという感じだったということですね。</p>
大 島 委 員	<p>「在宅医療のかかりつけ医をみつけましょう」と、それらしいタイトルが一番上に載っていました。</p>
奥 田 委 員	<p>この会議は在宅の会議であるため、そのようなテーマになってくるのが当たり前で、在宅医療を利用する方を対象にというのは普通のことだと思います。</p>

上 田 会 長	<p>長寿課に今後置かれるのであれば、先ほど大島委員がおっしゃったように、興味関心が高い方には手に取っていただけることとなりますね。</p> <p>他に何か御意見、御質問はございませんか。</p> <p>議題は以上でございますが、地域ケア会議の資料について説明はありますか。</p>
地域包括支援センター 木 上 所 長	<p>＊ ＊ 説 明 ＊ ＊</p>
上 田 会 長	<p>少しずつでも進捗しているということがお分かりいただけだと思います。</p> <p>これで本日の議題は終了とさせていただきます。</p> <p>それでは、事務局から今後の日程を含めた連絡事項等をお願いします。</p>
事 務 局	<p>今後のスケジュールですが、次回の介護保険運営協議会は令和元年11月から12月頃を予定しております。議題は、第8期高齢者保健福祉計画策定にかかるアンケートの素案等を予定しております。</p>
上 田 会 長	<p>その他、何か御質問はございませんか。</p>
山 崎 委 員	<p>先ほどのポスターの話で思ったのですが、私、瀬戸旭在宅医療介護連携推進協議会に参加しておりまして、在宅医療ということで、医師や歯科医師、薬剤師に届出いただくことができるのですが、そのシステムを使うためには、介護状態になる前に、かかりつけ医、かかりつけ歯科医をつくっておくというのが流れになります。いきなり自分が介護や在宅医療を受けたいと言っても、なかなかスタートするのは難しいと言われていています。</p> <p>そのためには、事前にかかりつけ医を持ち、状態を把握して</p>

	<p>いる医師がいるということが前提になります。介護保険の中では難しいことだと思っておりますが、介護保険に移行する前の段階でかかりつけ医をつくっておいてくださいという働きかけをした方が、介護保険を利用する上でよいかと思ったのですが、実際のところ対応はできるのでしょうか。対応していただくと有り難いです。それが一番市民の方のためになると思います。</p>
上田会長	<p>「もーやっこネットワーク」は、かかりつけ医がいないと参加できないのでしょうか。</p>
山崎委員	<p>できない訳ではないです。</p>
上田会長	<p>参加すると利便性があり、そのために作られたと思うのですが、スタートとしては、かかりつけ医がいないと参加できないのでしょうか。</p>
事務局	<p>患者の情報というと、どこかの医療機関にかかっていることがまず必要になります。介護を受けている場合は、介護事業所からの情報もあります。先ほどの話にもありましたが、介護保険も、医師の意見書等も必要ですので、まず医療機関を受診することが当然必要になってくるかと思えます。</p> <p>先ほどの瀬戸旭在宅医療介護連携推進協議会で作っているパンフレットに、かかりつけ医がいなくても、かかりつけ医を持ちたい場合の、相談の問い合わせ先があります。</p>
森委員	<p>瀬戸旭在宅医療介護連携推進協議会に関わらず、保険医療課などがかかりつけ医やジェネリック医薬品の啓発をしているのではないですか。</p>
事務局	<p>広報しています。総合計画の中の成果指標として、かかりつけ医を持つ割合を指標として持っており、市として進めていかなければならない目標の一つになっています。しっかり啓発ができていると言われると、まだそこまでいっていないので、やって</p>

上 田 会 長	<p>いかなければいけないということで、一般的な医療については、今日の担当課ではないので、そちらに話をしまして、少しでも積極的に啓発していきます。広報やホームページ、パンフレットを作るなど、できていないところは考えていきたいと思います。</p> <p>質問等ないようですので、これをもちまして、令和元年度第1回尾張旭市介護保険運営協議会を終了させていただきます。本日は長時間に渡り御審議いただきまして、ありがとうございました。</p>
---------	---